

No 256

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	生活保護調査訪問体制強化事業	開始年度	平成 17 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当		
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑬ 低所得者の生活の保障及び自立施策の実施		

## 事業概要

事業の目的	生活保護費の濫給、漏給を防止し、被保護者の日常生活の自立、社会生活自立、経済自立を支援することにより、生活保護の適正な実施を図ることを実現します。
事業の対象	生活保護法第6条に規定する被保護者（生活保護受給者）及び要保護者（保護を必要とする者）並びに福祉事務所長が特に必要と認める者
事業の概要	生活保護地区担当員及び面接相談員の業務の一部を補助します。 (1) 文書及び現地調査による資産・収入状況調査・年金受給権調査・扶養義務調査 (2) 債務整理支援、債権管理業務 (3) その他福祉事務所長が調査訪問活動を強化するために、必要と認めた業務
根拠法令	港区調査訪問体制強化事業実施要綱

## 事業の成果

指標	指標1	調査補助件数			指標2	年金受給権等調査			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	7,000	8,504	121.5%	平成27年度	400	316	79.0%	平成27年度			
平成28年度	8,000	10,765	134.6%	平成28年度	300	198	66.0%	平成28年度				
平成29年度	10,000	—	—	平成29年度	350	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	資産調査を緻密に行うことで、不正受給を発見し、適正な生活保護の実現が図れます。 また、不正受給に対し、さらに緻密な調査を行うことで、生活保護法第78条に基づく徴収金をより正確に計算し、保護費の返還を求めることが可能となります。 年金受給権について、調査を行うことで受給権が判明し、年金を受給することで被保護者の自立への一助となるとともに、生活保護費抑制にもつながります。											

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	34,937	20,357	14,580	0	0	0	0	0	34,937	28,771	82%
平成28年度	32,224	23,209	9,015	0	0	0	0	0	32,224	31,299	97%
平成29年度	32,224	11,700	20,524	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	年間契約を行い、毎年入札を実施しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	平成28年度、国からの通知により、被保護者が資産申告を毎年行うこととなり、より金融機関調査及び資産調査の件数について増加することが予想されるため、さらに調査の需要が高まります。また、老齢年金の受給資格について、納付期間が10年に短縮されたことに伴い、新たに年金受給対象となる者について調査を行う必要があり、年金受給権調査の件数増加が予想されます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	各区において非常勤職員を雇用あるいは、業務委託を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	区における生活保護実施機関として、責任を持って調査に当たることが重要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	適正な生活保護の実現を図るため、より迅速かつ正確な調査を行う必要があり、専門知識を有した事業者への委託が今後も必要です。特に新規生活保護開始時の資産調査を迅速に行い、調査結果を保護内容に反映することについて検討する必要があります。また、個人情報の取扱いについては港区個人情報取扱指針に基づき、引き続き適正な取扱いを図ります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	平成29年度から、調査補助員を生活福祉調整課内の一括配置しました。調査業務について一元的に実施することで事務効率の向上を図りました。また、年金の受給資格短縮対象者の調査を含め、各種調査について調査補助員と年金専門員の連携を図ります。今後、効果等について検証を行います。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	負荷の大きい資産調査、年金調査、扶養調査等を調査補助員が行うことで、地区担当ケースワーカーの負荷を下げ、より被保護者と向き合い自立に向けたケースワーク実現のため、必要です。
② 効果性	4	被保護者の資産や年金受給権等を調査することで、自立に向けた支援の一助となります。また、調査を継続して行うことで不正受給に対し実施機関として被保護者に対する指導内容をより正確に行うことができます。
③ 効率性	4	調査を行う上で専門知識を有し、経験がある事業者に対し委託を行っており有効です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	生活保護受給者数は依然として高い水準で推移しているため、新規対象者及び不正受給が疑われる対象者も増加しています。 また、平成26年7月から生活保護法29条第2項が創設され、保護の決定又は実施等に当たって行う要保護者の資産や収入などを確認するための調査についての権限の強化を図られたことから一層件数が増加しています。そのため今後も継続とします。 平成29年度は調査補助員を生活福祉調整課内に配属し、各種調査を一元管理することで事務効率の向上を図っています。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 257

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	生活保護相談支援事業	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当		
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたか健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑬ 低所得者の生活の保障及び自立施策の実施		

事業概要	
事業の目的	生活保護の不正受給や職員を威圧する粗暴な相談者等に対応し、他の被保護者、相談来訪者が安全に安心して相談できる環境を整備します。 不正受給や暴力団との関連性が疑われる場合、警察や裁判所との連携を行います。
事業の対象	生活保護法第6条に規定する被保護者及び、要保護者並びに福祉事務所長が特に必要と認める者。
事業の概要	警察官OBを非常勤職員として1名配置。次に掲げる業務を行います。 ①生活保護等の不正受給及び不当要求を防止するための指導 ②暴力団員等行政対象暴力に関する生活保護担当職員への研修 ③支援困難な被保護者への対応について生活保護担当職員の相談に応じ、同行訪問及び同席面接を行うこと ④不正受給の対応に関すること ⑤警察や裁判所、検察庁などとの連携に関すること
根拠法令	港区生活保護相談支援専門員設置要綱

事業の成果												
指標	指標1	窓口対応（ハードクレマー対応）			指標2	家庭訪問同行数			指標3	捜査関係事項照会等回答		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	100	9	9.0%	平成27年度	100	93	93.0%	平成27年度	50	50	100.0%
	平成28年度	50	17	34.0%	平成28年度	100	194	194.0%	平成28年度	50	58	116.0%
平成29年度	50	—	—	平成29年度	150	—	—	平成29年度	60	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	被保護者及び相談者が、安心して相談することができる窓口が実現されています。 家庭訪問、相談窓口生活保護相談支援専門員が同席することで、ケースワーカーが安心して仕事に取り組める環境が形成されています。 警察、検察庁等との連携が強化されます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	3,467	830	2,637	0	0	0	0	0	3,467	3,270	94%
平成28年度	3,460	868	2,592	0	0	0	0	0	3,460	2,952	85%
平成29年度	3,460	865	2,595	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	3/4が国庫補助金で賄われています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	生活保護相談支援専門員が在籍することで、落ち着いて相談できる生活相談の窓口が確保されます。 不正受給対策は、区民の信頼を揺るがす重要な問題であり、防止対策の一環を担う生活保護相談支援専門員の役割は重要です。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	類似事業あり ・北区(指導援助員) ・板橋区(生活保護業務支援専門員) ・足立区(地区担当業務支援専門員) ・江戸川区(生活保護調整員)
区関与の必要性(実施する必要性)	生活保護相談窓口は暴力団関係者をはじめ、威圧的、暴力的な相談者が多く訪れます。警察官OBである生活保護相談支援専門員が同席することで、相談者に対する抑制効果があります。他の相談に訪れた人が安心して安全に相談できる環境を確保するために、区が継続して実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	現在、生活保護相談支援専門員は生活福祉調整課内に在籍しています。そのため、住所不定者の対応をしている芝地区総合支所で問題行為を起こす相談者等に対して早急に対応することは可能です。しかし、芝以外の総合支所区民課生活福祉係へ対応するためには、時間差が生じることになります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	芝地区総合支所生活福祉係だけでなく、他の総合支所生活福祉係へ定期的に訪問することにより、相談窓口の安全性を確保していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	安心して生活相談できる窓口の確保、不正受給防止対策は区民から信頼される福祉事務所を確立する上で必要不可欠です。
② 効果性	4	相談窓口でのトラブル軽減や、静かな相談窓口を確保することが可能となります。また家庭訪問への同行、面接へ同席することでケースワーカーの安全面が確保される効果があります。
③ 効率性	4	生活保護相談支援専門員は、警察官OBであるため、粗暴なケースに対して事故を未然に防止し、適切に対応することができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
<b>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</b>  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	生活に困窮し、最後の相談窓口として来所される方が、安心して安全に相談できる環境を継続して確保していくことは絶対に必要です。 職員に対しても精神的不安を軽減する効果があるとともに、暴力に発展する恐れのある要保護者との間に仲裁に入り、事故が未然に防げる等、事業目的に適合しています。 また不正受給に対して毅然とした態度で対応、あるいは未然に防止するためにも、生活保護相談支援専門員の存在は欠かせません。 そのため、今後も継続して生活保護相談支援専門員を配置していくことは必要です。

評価対象			
事務事業名	生活保護受給者等メンタルケア支援事業	開始年度	平成 24 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当		
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑬ 低所得者の生活の保障及び自立施策の実施		

事業概要	
事業の目的	精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的な資格を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。
事業の対象	精神疾患のある生活保護受給者または生活保護相談者
事業の概要	<p>委託のメンタルケア支援員を1名配置し、以下の事業を実施します。</p> <p>(1) メンタルケア支援員の業務内容 メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して下記の業務を行います。</p> <p>①被保護者の自立に向けた個別支援 (ア) 日常生活支援、(イ) 社会生活支援、(ウ) 就労支援</p> <p>②ケースワーカー等へのアドバイス業務</p> <p>(2) メンタルケア支援員とケースワーカーとの役割分担 主に以下の業務をメンタルケア支援員が行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療問題解決支援（現在の治療状況の把握・評価、受療援助）</li> <li>・地域生活支援（家族関係調整・家族支援、リハビリテーション・社会参加）</li> <li>・権利擁護支援（居所問題、退院援助）</li> <li>・他の制度利用支援（障害者手帳、自立支援医療、介護保険等）</li> </ul>
根拠法令	港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業実施要領

事業の成果												
指標	指標1	メンタルケア支援員が支援する人数(人)			指標2	達成目標を達成できた者の人数(人)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	60	38	63.3%	平成27年度	30	11	36.7%	平成27年度			
	平成28年度	60	45	75.0%	平成28年度	30	9	30.0%	平成28年度			
	平成29年度	60	—	—	平成29年度	30	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>精神的な問題を抱える生活保護受給者の支援については、専門的知識を要することも多く、ケースワーカーだけでは対応が難しい面があります。精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、専門的支援の必要な者に対して、福祉事務所職員と連携して支援を行うことにより様々な成果（医療機関への受診、精神的な安定、一般就労、定期的な外出、服薬管理、精神保健福祉手帳の取得等）が出ています。なお、指標2の「達成目標」は対象者によって異なります。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	6,480	1,620	4,860	0	0	0	0	0	6,480	6,480	100%
平成28年度	6,480	1,620	4,860	0	0	0	0	0	6,480	6,480	100%
平成29年度	6,480	1,620	4,860	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成26年度まではセーフティネット補助金による10/10の補助でしたが、平成27年度より生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による3/4の補助となっています。経費の内容は主に精神保健福祉士1名の人件費であり、コスト削減の余地は少ないと考えます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	平成26年3月の港区保健福祉基礎調査(障害者基礎調査)において、「抱えている悩みや問題を解決するために特に必要なことは」の問に、「専門的知識を持ち、的確なアドバイスができる人材」が最も高い回答となっています。精神疾患を有することを一因として生活保護を開始する受給者は多く、そのため、精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、専門的支援を行うことの必要性は今後も高いものと見込まれます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	平成29年2月現在、21区で精神保健福祉士等が非常勤職員または業務委託で配置されています。
区関与の必要性(実施する必要性)	自立を助長するための支援を行うことは、生活保護法上、福祉事務所に義務付けられているため、当事業を区が実施することは妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	1名のメンタルケア支援員が5つの総合支所を担当しているため、急な相談等への対応が難しい場合があります。 また、メンタルケア支援員が、精神疾患を有する被保護者を医療機関につなげる際に、被保護者が選択をできるように複数の医療機関を紹介し、一部の医療機関に偏って結びつけることのないようにすることが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	被保護者の自立助長の観点から、今後の生活保護制度の改正内容や医療扶助適正化に向けた取組み等を踏まえた支援方法等を検討していく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	精神疾患等を有する生活保護受給者等への自立支援を行うことは、生活保護上、福祉事務所に求められています。生活保護受給者数は高い水準にあり、メンタルケア支援はますます重要度を増している事業です。
② 効果性	4	メンタルケア支援を専門に行う支援員を配置することは、妥当かつ有効です。また、ケースワーカーに対するの助言や研修を実施することで、ケースワーカーの人材育成にもつながっています。
③ 効率性	4	就労支援事業等他事業や関係機関と連携して事業を実施しており、効率的な運用を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
<b>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</b> ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	精神疾患等を有することを一因として生活保護を開始する受給者は多く、そのため、生活保護の知識を持つ精神保健福祉士や臨床心理士等による専門的な支援の必要性は今後も高いものと見込まれます。 今後も積極的にメンタルケア支援員による支援を活用するようケースワーカーに働きかけていきます。

No 259

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	被保護世帯援護	開始年度 平成 19 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課生活福祉調整係、自立支援担当	
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長	
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する	
施策名	⑬ 低所得者の生活の保障及び自立施策の実施	

事業概要	
事業の目的	生活保護世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立・更生を図るため、法によらない法外援護を実施しています
事業の対象	生活保護受給世帯
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立促進事業 (1)就労支援(被服費・技能習得費・緊急一時保育、就職時の連帯保証費)、(2)社会参加活動支援(シルバー人材センター年会費・ボランティア保険料)、(3)地域生活移行支援(居宅清掃費及び居宅環境整理サポート費用、鍵交換費)、(4)健康増進費(介護予防教室参加費)、(5)次世代支援(学習環境整備支援費)</li> <li>・法外援護事業 (1)見舞金(夏季・冬季)支給、(2)出産祝品支給、(3)被保護児童・生徒援護 ①夏季健全育成費(小・中・高校生 3,300円)、②学童服(小2～6、中2～3、高2～3 11,400円)、③運動着(小2～6、中2～3、高2～3 4,100円)、④修学旅行支度金(小5～6 4,300円 中3、高2 8,500円)、⑤高校学習支援金(高校入学者 51,500円)、⑥就職支度金(中卒で就職する場合 51,500円)</li> </ul>
根拠法令	港区被保護者自立促進事業実施要綱、港区生活保護世帯等に対する法外援護事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	自立促進事業(支給延件数)			指標2	見舞金(支給延件数)			指標3	被保護児童・生徒援護(支給延件数)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	71	79	111.3%	平成27年度	3,342	3,261	97.6%	平成27年度	415	342	82.4%
	平成28年度	86	71	82.6%	平成28年度	3,322	3,288	99.0%	平成28年度	364	247	67.9%
平成29年度	92	—	—	平成29年度	3,322	—	—	平成29年度	352	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	生活保護法では給付されない自立促進事業や法外援護事業の給付は、被保護世帯の生活の安定や被保護者の就労や親から子への貧困の連鎖を解消するために効果があります。また、学齢期の子どもがいる世帯の教育需要の不足を補っています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	25,850	21,421	0	4,429	0	0	0	0	25,850	23,450	91%
平成28年度	26,175	20,185	0	5,990	0	0	0	0	26,175	23,474	90%
平成29年度	26,070	20,100	0	5,970	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	自立促進事業は、東京都による補助事業であり、東京都の要綱に即した予算執行が求められています。 法外援護事業については、平成25年～27年度にかけて生活保護基準の減額改定等が行われ、その後基準額は据え置かれている状況であるため、給付内容を見直すことは困難な状況にあります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	自立促進事業については、特定の需要に対する給付であり、特に子どもの進学等にかかる経費について、支給額の増額が求められています。 法外援護事業については、生活保護世帯の夏季の電力需要、年末時期の消費需要の増加や教育への経済的負担の軽減が要望されています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	自立促進事業は、東京都の要綱に基づき各区が、必要な事業を選択して実施しており、各区とも選択する事業を年々拡大しています。 法外の一律給付見直しの観点から、「見舞金」を22区が廃止し、「被保護児童・生徒援護」は、9区が完全廃止し、8区が部分廃止しています。また一部の区では生活保護法や自立促進事業で給付されない費目（生活保護で支給されない家財処分料等）について、支給する事業があります。
区関与の必要性（実施する必要性）	自立促進事業や法外援護事業については、対象者が生活保護受給者であるため、受給者の自立助長の観点から区が行うことが妥当です
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	子どもの未来応援施策の検討にあたり、平成28年6月～8月にかけて「子どもの未来応援施策基礎調査」及び「学びの未来応援施策実態調査」を実施しました。この調査から得られた支援の方向性等に沿って、平成29年度から学習塾代等について事業拡大を行いました。今後も事業を通じて実態把握を行い、自立に向けた支援の取組みについて検討が必要です。 法外援護事業については、支給の目的が理解されるよう、支給対象者に周知を徹底することが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	今後の生活保護基準の改定や生活保護法の改正内容を勘案しながら、被保護者の自立の助長や、「貧困の連鎖」解消のために、法外援護全般を検討していく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	自立支援事業については、子どもの進学等、特定の需要に対する給付であり、対象となる被保護者世帯の負担軽減を図ることにより自立を支援することになるため必要な事業です。 法外援助事業については、夏季の電力需要や年末年始の家計の消費需要の負担を軽減するうえで必要な事業です。
② 効果性	4	自立促進事業については、給付の目的や使途が明確となっており、被保護者の自立に効果があります。 法外援護事業は、生活保護世帯の夏季、年末時期の消費需要や教育への経済的負担を軽減しています。
③ 効率性	4	自立促進事業については、被保護者とケースワーカーが面談の上、使途の適合性を判断し給付を行っています。 法外援護事業については、該当世帯の生活保護費に上乗せ支給するため、効率的な事務処理となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	自立促進事業については、自立のためには必要だが、生活保護費だけでは賅うことが難しい一時的な需要に対するものであるため、継続が必要です。 また、平成29年度において、港区区子どもの未来応援施策の一環として、次世代支援（学習環境整備支援費）について、受験時期である中学3年生及び高校3年生の塾代支給上限額を15万円/年から20万円/年に拡大し、進学目的のための塾代支給も認めることとし、また、大学受験時の受験料について新たに8万円まで支給することとしました。今後、より詳細に対象者の実態把握を行い、効果等を検証する必要があります。 法外援助事業については、夏季の電力需要（夏季見舞金）や年末年始の家計の消費需要（冬季見舞金）の負担を軽減しています。また、その他の支給（被保護児童・生徒援護）についても、子どもの貧困対策として効果がある事業であり、継続が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 260

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	無料入浴券支給	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課生活福祉調整係		
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑬ 低所得者の生活の保障及び自立施策の実施		

事業概要	
事業の目的	生活保護法による保護を受けている世帯に対し、公衆浴場の入浴券を支給することにより、保護世帯の家計費の負担軽減と入浴機会の増大を図り、もって社会福祉の増進に役立てます。
事業の対象	港区内に居住する自家に風呂のない被保護世帯の世帯主・世帯員
事業の概要	<p>支給枚数</p> <p>①大人（12歳以上） 年間最大60枚（460円/枚）</p> <p>②中人（6歳以上12歳未満） 年間最大60枚（180円/枚）</p> <p>（高齢者支援課、障害者福祉課でも無料入浴券の給付事業があります。高齢・障害等の世帯が生活保護受給の場合は、本事業の給付が優先して適用されるため重複給付は行われません。）</p> <p>※生活保護の開始月により支給枚数が異なります。</p>
根拠法令	港区生活保護世帯に対する無料入浴券支給事務実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	配布実績			指標2	使用率			指標3			
		風呂のない世帯数	配布世帯数	配布率		配布枚数	使用枚数	使用率				
	平成27年度	179	159	88.8%	平成27年度	11,415	7,428	65.1%	平成27年度			
	平成28年度	166	142	85.5%	平成28年度	9,585	6,022	62.8%	平成28年度			
	平成29年度	165	—	—	平成29年度	—	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	自家風呂の無い生活保護受給世帯に対して、申請により入浴券を支給しています。健康管理上の入浴の効果の意識が低い為、使用率が低い方がいます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	4,791	4,791	0	0	0	0	0	0	4,791	3,605	75%
平成28年度	4,431	4,431	0	0	0	0	0	0	4,431	2,899	65%
平成29年度	3,884	3,884	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	浴場組合からの入浴券事業にかかる事務手数料の引き上げ要望があり、28年度に定額方式から単価方式に変更したことにより、事務手数料が縮減しました。また、風呂のない住宅の減少により、配布対象者が減少傾向にあります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	生活保護受給者の健康管理上の観点及び、最低限度の生活水準を維持する観点から、自家風呂の無い世帯への入浴料支援は一定の需要がありますが、風呂のない住宅の減少により、配布対象者が減少傾向にあります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	16区で同様の制度があり(27年度)、多摩地区では東京都が生保世帯に給付を実施しています。 廃止した区でも高齢・障害世帯への給付は継続している場合があります。
区関与の必要性(実施する必要性)	生活保護受給者の健康管理上の観点及び最低限度の生活水準の維持のため、区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	金券の給付であるため、管理や配布方法に慎重な取り扱いが必要です。また、健康管理上、使用率を高めることが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	平成29年度において、生活保護受給者の健康管理支援の方法を検討しています。その一環として、入浴券の利用の奨励を行う予定です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	生活保護受給者の健康管理上の観点及び、最低限度の生活水準を維持する観点から、必要です。
② 事業の効果性	4	入浴にかかる負担を軽減するため自家風呂の無い生活保護世帯への入浴料支援は効果があります。
③ 手法の効率性	4	金券の管理、配布等の手続きの事務負担が大きくなっています。 配布数が特に多い高輪地区総合支所分について、平成25年度から郵送による配布を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	入浴券の給付事業は、生活保護受給者の健康増進や公衆衛生上の観点及び、最低限度の生活水準を維持する観点から、継続することが必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。